

### 3. 介護報酬算定に係る体制等に関する届出の手続き

#### 訪問入浴介護

#### 提出書類－（別紙2）介護報酬算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞

（別紙1） 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

（別紙1-2） 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防）

15日以前に県に受理された場合 → 翌月から算定

16日以降に県に受理された場合 → 翌々月から算定

事 項	添 付 書 類
地域区分	なし
施設等の区分	なし
特別地域加算	なし
中山間地域等における小規模事業所（地域に関する状況）	なし
中山間地域等における小規模事業所（規模に関する状況）	中山間地域等における事業所規模算定表
高齢者虐待防止措置実施の有無	なし
業務継続計画策定の有無	なし
サービス提供体制強化加算 I～III	<ul style="list-style-type: none"> <li>① サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12）</li> <li>② サービス提供体制強化加算算定表</li> <li>③ 訪問入浴介護従事者の経験に応じた研修計画</li> <li>④ 情報伝達又は技術指導を目的とした会議の記録</li> <li>⑤ 訪問入浴介護員等の健康診断受診者名簿等</li> <li>⑥ 訪問入浴介護員等の資格証写し（※勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要）、勤務形態一覧表（標準様式1）</li> </ul> <p>※勤続年数要件により算定を希望される場合には、備考欄等で10年(3年)以上の勤務者がどなたかわかるように記載してください。</p>

<p>認知症専門ケア加算  (Ⅰ) A、①～④  (Ⅱ) A、①～②、⑤～⑥</p>	<p>A 認知症専門ケア加算に係る届出書  (別紙26-1)  (添付書類)  ① 認知症専門ケア加算算定表  ② 勤務形態一覧表(標準様式1)  ③ 認知症専門ケアに関する留意事項の伝達  又は技術指導を目的とした会議の記録  ④ 認知症介護実践リーダー研修等の修了書の写し  ⑤ 訪問介護員等ごとに作成された認知症ケア研修計画  ⑥ 認知症介護指導者養成研修等の修了書の写し</p>
<p>看取り連携体制加算</p>	<p>① 看取り介護体制に係る届出書(別紙9-6)  ② 利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保していることがわかる資料  (連絡体制の取り決め文書の写し、連携を図る病院・診療所・訪問看護ステーションとの契約書等の写しなど)  ③ 看取り期の対応方針を記載した文書</p>
<p>介護職員等処遇改善加算</p>	<p>算定しようとする前々月の末日までに介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書を提出する必要があります。</p>

注)

1. 算定要件を満たさなくなる場合は、速やかに届出を行うとともに、その事実が発生した日から加算の算定は行わないでください。
2. 重複する添付書類は、1部のみ提出してください。
3. 上記に掲げる添付書類以外にも、確認のために書類等の提出を求める場合があります。